

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等についての主要な論点

- 1 労働関係事件の性質と訴訟手続の在り方（現行の労働関係事件に係る民事訴訟手続の現状と評価等）
- 2 労働関係事件に係る民事裁判の充実、迅速化
 - (1) 審理期間の短縮
 - (2) 計画審理（事件の振分け等）（平成15年2月5日法制審議会答申参照）
 - (3) 証拠の収集（平成15年2月5日法制審議会答申参照）
 - (4) その他
- 3 労働関係事件に係る民事裁判へのアクセス
 - (1) 簡便な定型の訴状の活用
 - (2) 訴訟費用の在り方等
 - (3) その他
- 4 その他
 - (1) 少額訴訟手続の活用（平成15年2月5日法制審議会答申参照）
 - (2) 仮処分手続と本案訴訟手続
 - (3) その他